

岐阜県公報

第二千五百一十一号
平成二十六年一月十日
(金曜日)

目次

選挙管理委員会告示

訂正届が提出された衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表

(選挙管理委員会)

七

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業流通課)

七

公共測量の終了

(用地課)

八

恵那都市計画の図書の縦覧

(都市政策課)

八

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出のあった平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)について、訂正願の提出があったので、次のとおりその要旨を公表する。

平成二十六年一月十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県第二区の候補者堀誠に係る収支報告書の要旨(第一回分) 3 報告書の要旨中
「民進党本部 政 党 12,000,000円」を 堀誠後援会 政 党 5,000
0,000円
0,000円」に改める。

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年一月十日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十六年一月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

モレラ岐阜

本巣市三橋字系貫川通二一〇〇番一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

三 その他

変更後の駐車場の運用状況等について、大規模小売店舗立地法第十四条第一項の報告を行うこと。

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により七宗町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

七宗町

二 作業種類

公共測量(デジタル空中写真撮影)

三 作業期間

平成二十五年七月三十一日から

同 二十五年十二月十二日まで

四 作業地域

加茂郡七宗町

恵那都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年一月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

恵那都市計画下水道

恵那市公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び恵那市水道環境部上下水道課